

福岡運輸支局門司港庁舎他 2 箇所電話交換機等更新契約

令和 8 年 8 月

九州運輸局総務部会計課

仕 様 書

件 名 福岡運輸支局門司港庁舎他 2 箇所電話交換機等更新契約

1. 概要

本仕様書は、福岡運輸支局門司港庁舎（以下「門司港庁舎」という。）、熊本運輸支局三角庁舎（以下「三角庁舎」という。）及び下関海事事務所（以下「下関事務所」という。）における電話交換機とその周辺機器の調達、音声ガイドンスの設定および、それらの設置（既存機器等の撤去を含む。）に伴う作業について規定するものである。

2. 納入場所

- (1) 福岡運輸支局門司港庁舎
北九州市門司区西海岸 1 丁目 3 - 1 0 門司港湾合同庁舎
- (2) 熊本運輸支局三角庁舎
宇城市三角町三角浦 1 1 6 0 番地 2 0 三角港湾合同庁舎
- (3) 下関海事事務所
下関市東大和町 1 丁目 7 - 1 下関港湾合同庁舎

3. 設置作業内容

- (1) 庁舎内電話交換機更新
門司港庁舎、三角庁舎及び下関事務所に設置されている電話交換設備・周辺機器等について、後記の機器仕様にに基づき更新を行う。なお、音声ガイドンスについても設定すること。
- (2) 撤去作業
既存電話交換設備・周辺機器等の撤去を本契約で実施する。撤去後は、別紙 4 の作業完了報告書を当局あて提出すること。
なお、不要となったケーブル類も撤去する。
- (3) 光電話切り替え作業
アナログ・デジタル回線（I S D N 回線）から光電話切り替え作業については、別途当局が指定する事業者及び監督職員と協議の上、同時に作業を行うこと。

4. 納入期限 令和 8 年 1 0 月 3 0 日

5. 納入物品等

- (1) 電話交換機一式
ア 電話交換機主装置

現在、交換機に収容している回線については、同様な状態で収納すること。

なお、詳細は別途システム構成図（別紙１－１～１－３（現行及び改修後））を参照。

- ・ 光電話（６ch３番号）に対応できること。
- ・ 内線回線の増設に対して１スロットル以上の空きがあること。
- ・ 外・内線の外線への転送可能であること。（手動含む）
- ・ 現在、使用している音声応答装置等と同等以上のサービスが利用可能であること。
- ・ タイマー機能があり、一定時刻に夜間用番号以外の外線電話につきメッセージ対応を行うよう、オン・オフが自動で切り替わること。また、手動でのオン・オフの切り替えが可能であること。なお、時間帯及びメッセージの内容については、監督職員と協議のうえ設定を行うこと。
- ・ 休日、祝日等が自動設定されること。（リモートでも可）
- ・ 停電時にも、最低１時間以上はバックアップできること。（光電話は対象外）
- ・ 約１時間以上の録音機能を有しており、安易に再生できるものであること。

イ 構成

- ・ 各官署の受話器の構成については、別紙２－１～２－３及び以下のとおりとする。

（２） 電話機

- ・ 主装置、多機能標準電話機、カールコードレス電話機及び撤去電話機の内訳は下記のとおりとする。

機種 (参考品番)	門司港庁舎	三角庁舎	下関事務所
主装置 (サクサ PLATIAⅢ)	１式	１式	１式
多機能標準電話機 (サクサ TD1010)	１２台	９台	１７台
多機能標準電話機 ・ カールコードレス (サクサ CL1020)	１台	０台	１台
撤去主装置・電話機	１式・１１台	１式・９台	１式・１７台

なお、設置箇所は、別紙３－１～３－３のとおり。

また、今後の増設に対応できる空きが２以上あること。

- ・ 発信、短縮等設定ボタンが１８程度あること。（カールコードレスは除く。）
- ・ 発着信履歴が各１０件以上登録可能であること。
- ・ 録音機能が設定可能であること。
- ・ 電話帳が５０件以上登録可能であること。

(3) その他

- ・ 故障時の対処として、修理対応が可能であること。
- ・ 修理対応可能な営業所及びエンジニアを有する保守体制が確立していること。

6. 一般的事項

- (1) 本仕様書は、門司港庁舎、三角庁舎及び下関事務所の電話交換機等更新契約に適用する。また、図面・特記以外はこの仕様書による。
- (2) 設置中、本仕様書に記載された事項で不明な点がある場合もしくは、協議のある場合は、監督職員と協議を行い、承諾後に設置すること。
- (3) (材料が必要な場合) 材料は新品とし、日本産業規格に適合したものとする。ただし、仮設に使用する材料は新品であることを要しない。なお、材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質の物にすること。
- (4) 作業に際しては、施工部分以外の施設・設備等に損傷等を与えないよう十分に注意するものとし、必要となる養生を適切に行うこと。万一他の施設・設備等に損傷等を与えた場合は、請負者の責任において原状回復すること。また、職員・来訪者の業務に支障のないよう配慮すること。
- (5) 発生材（廃材、旧電話交換機設備、旧電話機、旧配線等）については、引渡を要するものは指示された場所に整理のうえ監督職員に引き渡すこと。引渡を要しないものはすべて庁舎外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
- (6) 作業においては、現場代理人が責任者となって関係法令に従い安全・衛生に関する管理を行うこと。また、常に整理整頓を行うこと。
- (7) 作業に際しては、当該作業に関する部分の後片付け及び清掃を確実に行うこと。
- (8) 必要に応じて作業工程写真及び完成写真を撮影し、現像・整理の上、当局へ提出すること。
- (9) 日常の業務及び来訪者等に支障のある作業については、土曜、日曜に実施すること。作業時間は、監督職員と協議のうえ実施すること。
- (10) その他不明な点があれば監督職員と協議のうえ実施すること。

7. 納入検査

- (1) 本調達品の納入完了後、検査職員による納入検査を行う。その際、受注者が立ち会うものとする。
- (2) 納入検査の結果、本調達物品等の全部又は一部に不具合等があった場合は、受注者は直ちに修復し、あるいは当該物品を引き取り、代替品を検査職員の指定した日時までに納入する。

8. 契約不適合責任

- (1) 納入後、発注者の責によると認められない故障・不具合が発生した場合は、受注者は無償で修理等を行うものとする。但し、その保証期間はメーカー保証基準とする。
- (2) 構造上の欠陥等により重大な故障・不具合が発生した場合は、前記に関わらず、受注者は無償修理等を行うものとする。

9. 提出書類

以下の書類を紙媒体及び電子データで提出すること。

- (1) マニュアル類
- (2) 納入機器一覧表
- (3) システム構成図
- (4) 現場写真（施工前、施工中、施工後）
- (5) 作業完了報告書
- (6) その他当局が必要とする資料

10. 請求及び支払い

- (1) 納入検査合格後に請求を行うものとする。消費税及び地方消費税に相当する金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 発注者は、適法な請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に受注者に対して代金を支払うものとする。

なお、発注者の責に帰すべき事由により、支払いが遅延した場合は、受注者側に対して、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づき、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、未支払金額に対して年3.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

11. その他

- (1) 搬入等に要する全ての費用は本調達に含まれる。
- (2) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合、両者協議のうえ決定するものとする。

12. 監督職員

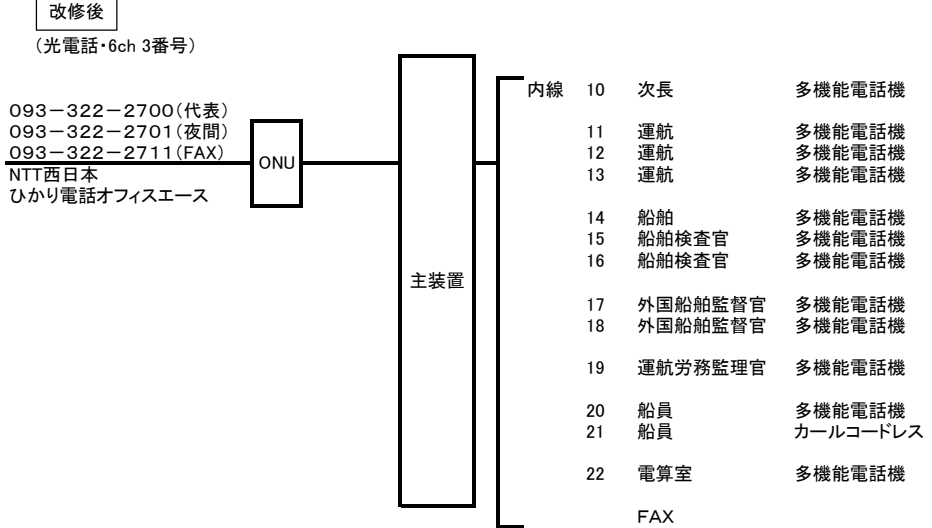
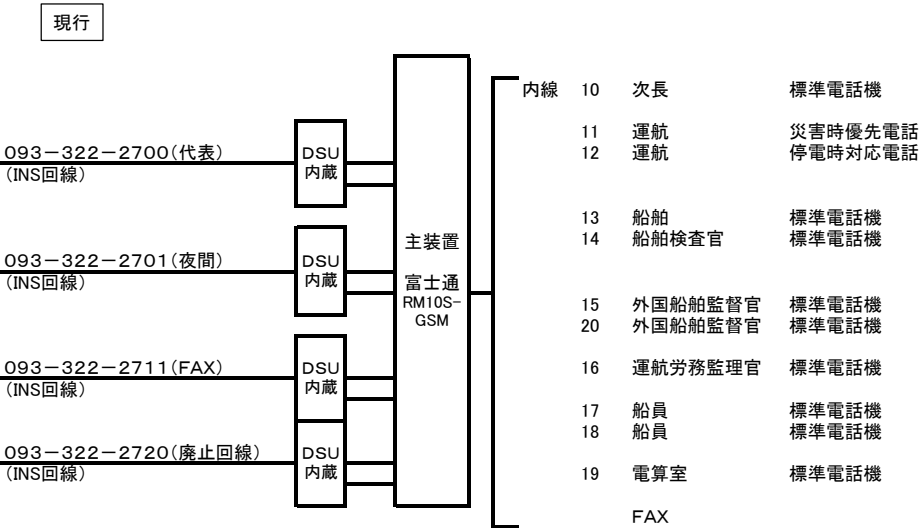
福岡運輸支局門司港庁舎 運輸企画専門官（運航担当）

熊本運輸支局三角庁舎 首席運輸企画専門官付（運航・船舶担当）

下関海事事務所 首席運輸企画専門官付（監理・運航担当）

システム構成図

別紙１－１(門司港)



093-322-2700: 代表電話
電話受付時間を8:30～11:45、13:00～17:00に設定。
上記の時間帯以外にかかってきた電話については、電話受付時間を知らせるメッセージが流れるように設定。
電話受付時間内にかかってきた電話については、電話受付時間を超えても通話は継続できるように設定。
土日祝日については、終日、電話受付時間を知らせるメッセージが流れるように設定する。
発信については、常時、可能とするように設定する(相手方には代表電話番号が表示)。

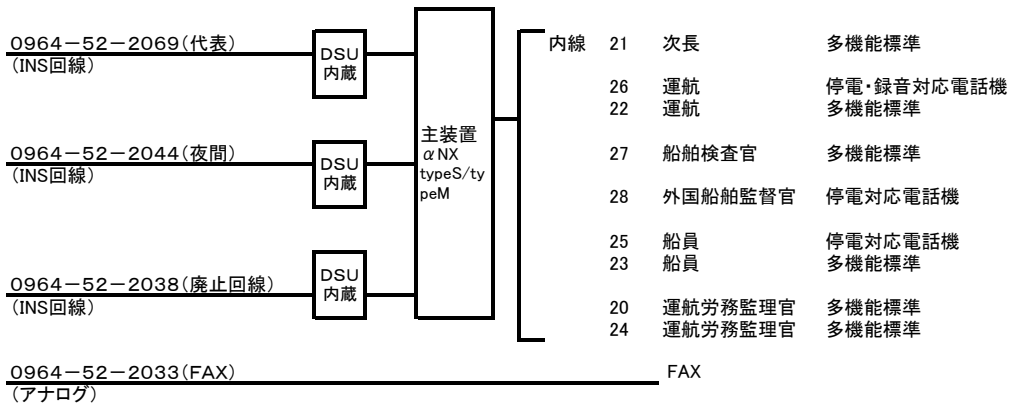
093-322-2701: 内部用電話
運輸局内部用の電話番号として運用し、常時、発信・着信を可能とするように設定する。

093-322-2720: 回線を解約する。

システム構成図

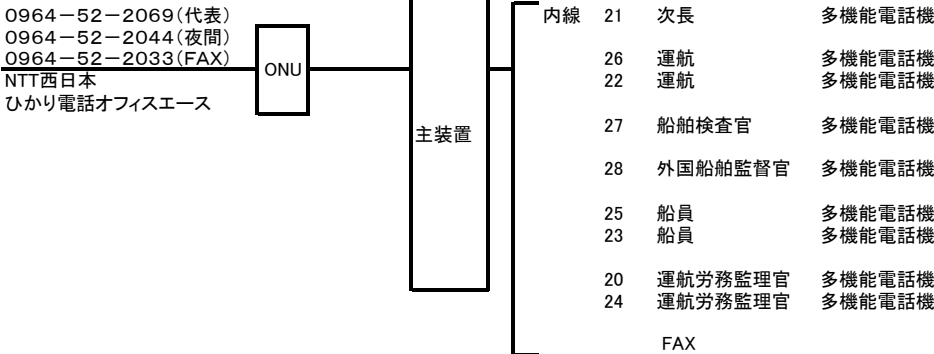
別紙1－2(三角)

現行



改修後

(光電話・6ch 3番号)



0964-52-2069: 代表電話

電話受付時間を8:30～11:45、13:00～17:00に設定。
上記の時間帯以外にかかってきた電話については、電話受付時間を知らせるメッセージが流れるように設定。
電話受付時間内にかかってきた電話については、電話受付時間を超えても通話は継続できるように設定。
土日祝日については、終日、電話受付時間を知らせるメッセージが流れるように設定する。
発信については、常時、可能とするように設定する(相手方には代表電話番号が表示)。

0964-52-2044: 内部用電話

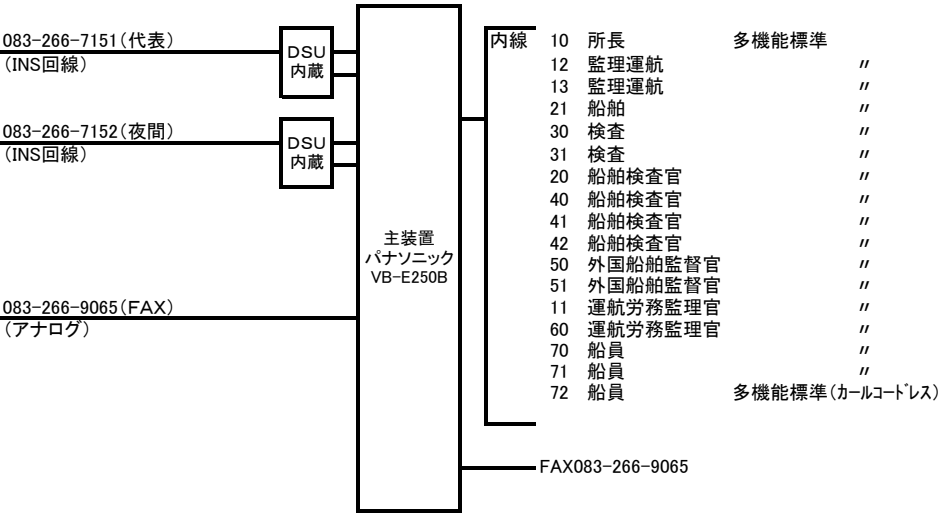
運輸局内部用の電話番号として運用し、常時、発信・着信を可能とするように設定する。

0964-52-2038: 回線を解約する。

システム構成図

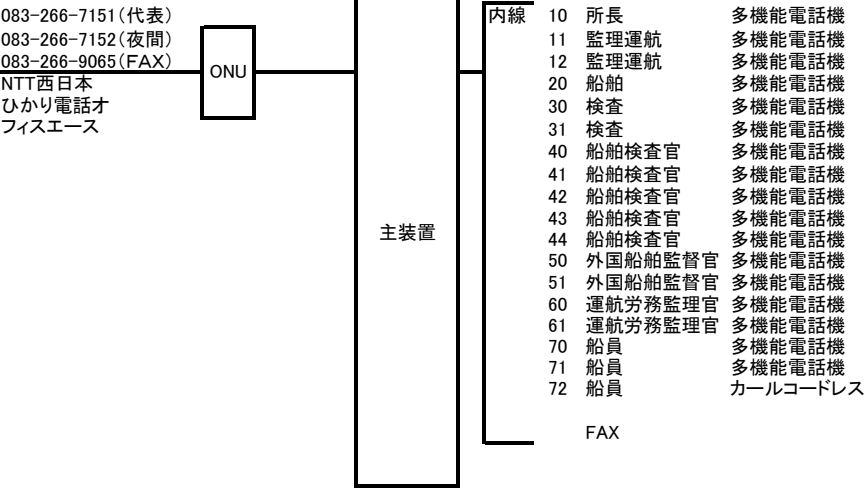
別紙1-3(下関)

現行



改修後

(光電話・6ch 3番号)



083-266-7151: 代表電話

電話受付時間を8:30~11:45、13:00~17:00に設定。

上記の時間帯以外にかかってきた電話については、電話受付時間を知らせるメッセージが流れるように設定。

電話受付時間内にかかってきた電話については、電話受付時間を超えても通話は継続できるように設定。

土日祝日については、終日、電話受付時間を知らせるメッセージが流れるように設定する。

発信については、常時、可能とするように設定する(相手方には代表電話番号が表示)。

083-266-7152: 内部用電話

運輸局内部用の電話番号として運用し、常時、発信・着信を可能とするように設定する。

内線番号一覧表

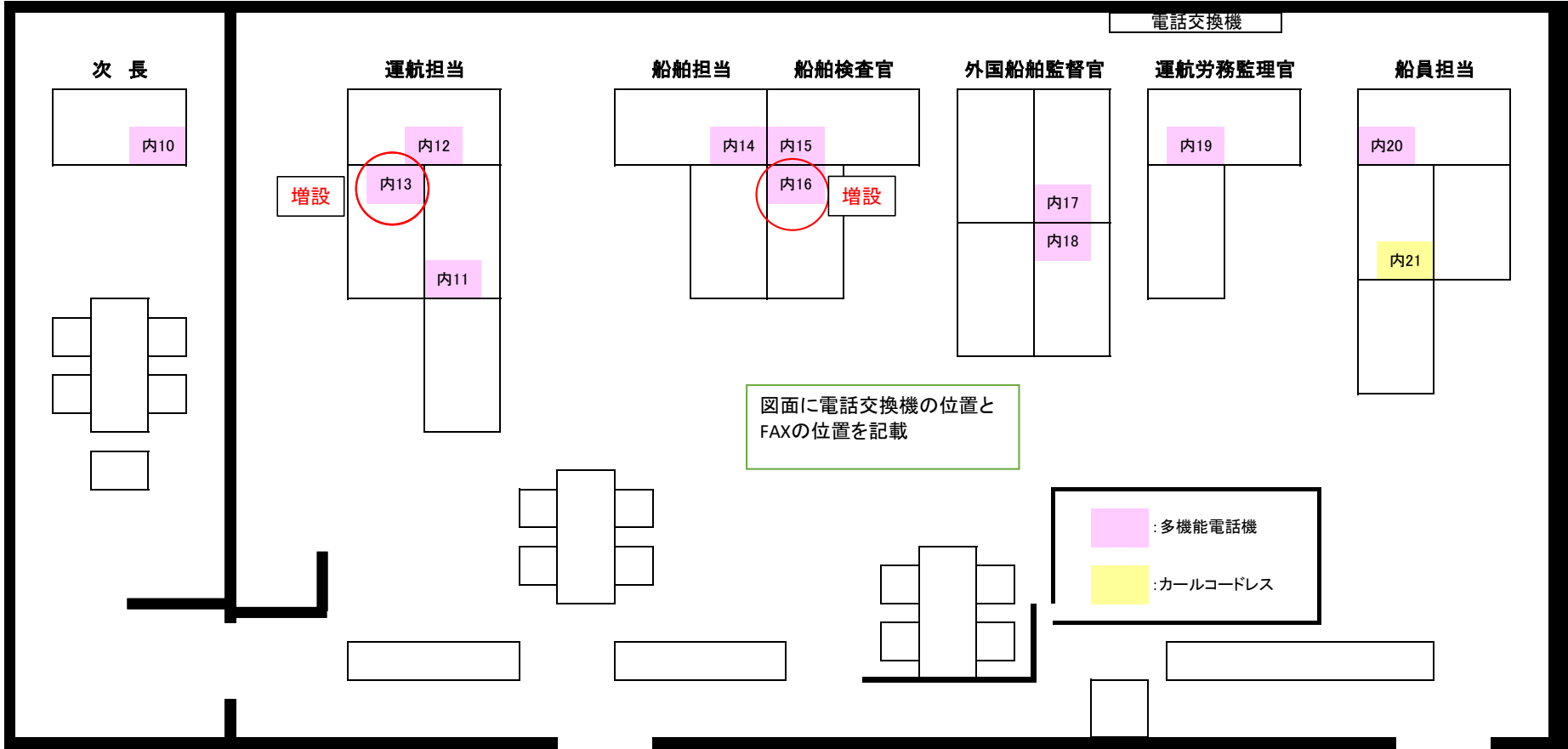
番号	内線 番号	名称	設置場所	種類	代表 093-322-2700		夜間 093-322-2701		備考
					発信	着信	発信	着信	
1	10	次長	次長室	多機能電話機	○		○		
2	11	運航	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
3	12	運航	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
4	13	運航	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	増設
5	14	船舶	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
6	15	船舶検査官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
7	16	船舶検査官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	増設
8	17	外国船舶監督官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
9	18	外国船舶監督官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
10	19	運航労務監理官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
11	20	船員担当	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
12	21	船員担当	事務室	カールコードレス	○	○	○	○	
13	22	海技免状室	海技免状室	多機能電話機	○		○		

内線番号一覧表

番号	内線 番号	名称	設置場所	種類	代表 0964-52-2069		夜間 0964-52-2044	
					発信	着信	発信	着信
1	20	運航労務監理官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○
2	21	次長	事務室	多機能電話機	○		○	
3	22	運航・船舶担当	事務室	多機能電話機	○	○	○	○
4	23	船員担当	事務室	多機能電話機	○	○	○	○
5	24	運航労務監理官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○
6	25	船員担当	事務室	多機能電話機	○	○	○	○
7	26	運航・船舶担当	事務室	多機能電話機	○	○	○	○
8	27	船舶検査官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○
9	28	外国船舶監督官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○

内線番号一覧表(更新後)

番号	内線 番号	名称	設置場所	種類	代表 083-266-7151		内部用 083-266-7152		備考
					発信	着信	発信	着信	
1	10	所長	所長室	多機能電話機	○		○		
2	11	監理運航	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
3	12	監理運航	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
4	20	船舶	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
5	30	検査	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
6	31	検査	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
7	40	船舶検査官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
8	41	船舶検査官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
9	42	船舶検査官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
10	43	船舶検査官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	増設
11	44	船舶検査官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
12	50	外国船舶監督官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
13	51	外国船舶監督官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
14	60	運航労務監理官	事務室	多機能電話機	○		○		
15	61	運航労務監理官	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
16	70	船員	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
17	71	船員	事務室	多機能電話機	○	○	○	○	
18	72	船員	事務室	カールコードレス	○	○	○	○	



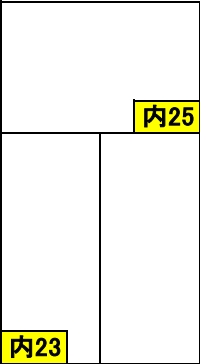
内22
(電算室)

九州運輸局熊本運輸支局 職員配置図

別紙3-2(三角)

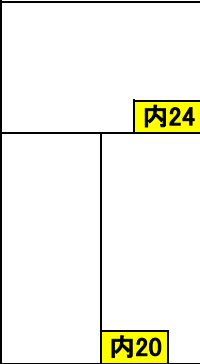
船員担当

0964-52-2069



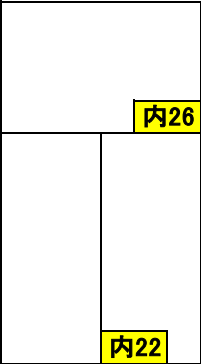
運航労務監理官

0964-52-2069



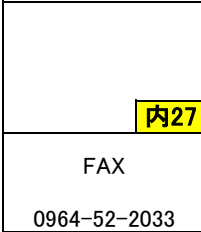
運航・船舶担当

0964-52-2069



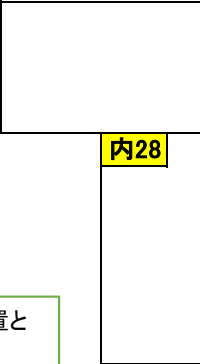
船舶検査官

0964-52-2069



外国船舶監督官

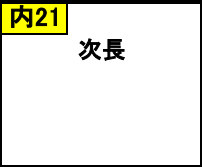
0964-52-2069



図面に電話交換機の位置と
FAXの位置を記載

:多機能電話機

●行政相談窓口



下関海事事務所・電話機配置図(更新後)

別紙3-3(下関)

